NC-JCBカード& NC-VISAカード

会 員 規 約

NC-JCBカード&NC-VISAカード会員規約 ······· 1
個人情報の取扱いに関する同意条項 17
NCポイントサービス規約 ······ 22

NC-JCBカード&NC-VISAカード会員規約

第1章 一般条項第1条(会員資格)

- (1)株式会社エヌシーガイドショップ(以下「当社」といいます。) は、本規約を 承認のうえ、当社所定の申込書により本規約に定めるクレジットカードの入 会を申し込まれた方で、当社が入会を承認した方を本会員とします。
- (2)会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。
- (3)会員には、本会員と家族会員があります。ただし、カードによっては本会員 のみに入会を限定する場合があります。
- (4)家族会員とは、本会員が代理人として指定した家族で、本規約を承認した上、家族会員として入会の申込みをされ、当社が適格と認めた方を家族会員とします。(以下、本規約中における「会員」とは、本会員と家族会員を合わせたものとします。) 本会員は、当社が家族会員用に発行するカード(以下「家族カード」という。) を本規約に基づき本会員の代理人として家族会員に利用させることができ、家族会員は、本規約に基づき本会員の代理人として家族カードを利用できるものとします。なお、本会員は家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第14条の所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を届けるものとします。本会員は、この届出以前に本代理権が消滅したことを当社に対して主張できません。
- (5)家族カードの利用は、全て本会員の代理人としての利用となります。当該家族カードの利用に基づく支払義務は、本会員が負担します。
- (6)家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。
- (7)本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用して決済した金額を、本会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用したことに生じる全ての債務その他の責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当社が、家族カードの利用内容、利用状況等を本会員に対し通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
- (8)本会員は、善良なる管理者の注意をもって、家族会員に対し本規約の内容 を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しな かったことによる当社の損害(家族カードの管理に関して生じた損害を含む)

を賠償するものとします。

- (9)当社は、入会申込者が次の各号のいずれかの事由に該当する場合は入会を お断りします。
 - ①反社会的勢力

暴力団、暴力団員、暴力団離脱後3年以内の者、暴力団準構成員、暴力 団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ(えせ右翼、えせ同和等)、 特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者。

- ②反社会的勢力との関係
 - i 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
 - ii 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - iii不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
 - ⅳ反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの 関与をしていると認められるとき。
 - v その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき密接な関係を有しているとき。

第2条 (カードの貸与・有効期限)

- (1)本規約に定めるクレジットカードは、次の2種類とします。
 - ①当社と加盟契約している加盟店および当社が加盟している協同組合連合会日本商店連盟と提携している加盟店(以下「当社加盟店」といいます。)と、VISAと契約した加盟店、および、VISA提携カード会社と契約した加盟店、さらにVISAInternational Service Association(以下「VISAInternational」といいます。)と提携した日本国内および国外の銀行または、クレジット会社と契約した加盟店(以下、これらを総称して「VISA加盟店」といいます。)で利用できる「NC VISAカード」
 - ②当社加盟店および当社が契約する株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)の国内および国外のJCBのサービスマークの表示されているJCB所定規格のクレジットカード取扱加盟店(JCBのほか、JCBの提携会社およびJCBの関係会社のクレジットカード取扱加盟店を含み、以下「JCB加盟店」といいます。)で利用できる「NC-JCBカード」
- (2)当社は本会員および家族会員1名につき、申込に応じたカード1枚を発行し 貸与します。会員はカードを貸与されたとき、直ちに当該カードの署名欄に 自署するものとします。
- (3)カードは、カード表面に印字された本人以外利用できません。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカードを利用し、管理するものとします。
- (4)カードの所有権は当社に属します。会員は他人に対するカードの貸与・譲渡・ 質入その他担保提供行為をすることは一切できません。
- (5)前項に違反してカードが第三者に使用された場合、そのカード使用に起因して生じる一切の債務については、本規約を適用し、すべて本会員がその責任を負うものとします。ただし、家族会員が前項に違反したことに基づいて当社またはその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については、当該家族会員も負担するものとします。
- (6)カードの有効期限は、カード表面に表示し、カード表面に西暦で月年の順に記載した月の末日までとします。
- (7)当社が引き続き会員として認めた場合に当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと会員規約を送付することにより更新するものとします。 ただし、当社が定める一定の期間、カードの利用がない場合および当社が定めた年齢に会員が達した場合は、当社の判断により更新されないものとします。
- (8)前項ただし書にもかかわらず当社が必要と認め、本会員に通知したときは、カードの有効期限を繰上げることができるものとします。

(9)会員は、有効期限が更新されたカードの送付を受けたときは、当社が特に 指定した場合を除き、従前のカードは、直ちに会員の責任においてカードの 磁気ストライプ部分を切断し、使用不能の状態で処分するものとします。会 員が適切に破棄もしくは、当社に返却しなかったことにより、当社に生じた 責任は会員が負担するものとします。

第3条 (暗証番号)

- (1)会員は入会申込時に暗証番号を自ら選択し登録した上で当社へ届出るものとします。ただし、暗証番号は、他人に知られない4桁の数字(例えば、生年月日、自宅住所、電話番号から推測される番号や「0000」「9999」は選択できません。)とします。なお、当社へ届出がない場合には後日、本人確認の上、当社所定の方法により登録することをあらかじめ承諾するものとします。
- (2)会員は暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の責任をもって管理するものとします。会員の故意または重大な過失に起因して暗証番号が他人に知られ、カードが不正に利用された場合、会員はその代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
- (3)カード使用の際、入力された暗証番号と登録された暗証番号との一致を確認してカードが使用された場合、暗証番号につき盗用その他事故があっても、会員がその代金についてすべて支払いの責を負うものとします。ただし、登録された暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。

第4条(年会費)

当社都合により年会費をいただく場合は、事前に通知するものとします。

第5条(取引時確認)

当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認(本人特定事項(氏名・住居・生年月日)、取引目的および職業等の確認)の手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格の取消、またはカードの全部もしくは一部の利用を停止することがあります。

第6条(カードの利用可能枠)

- (1)当社は、「カード利用可能枠」を審査のうえ決定いたします。会員は、第26 条に定めるショッピングの利用代金、分割払いおよびリボルビング払い(以下「リボ払い」といいます。)の手数料、第35条に定めるキャッシングサービスの融資金および手数料、その他当社が提供するすべてのカード機能に関する利用金額および手数料等の未払債務の合計額が、カード利用可能枠を超えない範囲でカード利用をすることができます。また、カードの利用可能枠は、当社所定の時期に会員に通知するものとします。
- (2)会員は、当社があらかじめ承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。
- (3)当社が適当と認めた場合には、カード利用可能枠、分割払い、リボ払い利用可能枠および割賦取引利用可能枠をそれぞれ増額または減額できるものとします。また、会員が可能枠の増額を希望する場合は当社所定の方法により申込みいただき、当社が適当と認めた場合に増額するものとします。ただし、会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しないものとし、キャッシング利用可能枠については会員が増額を希望した場合にのみ増額するものとします。
- (4)会員が当社から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合には、これらのカード利用可能枠はカード毎に定めた可能枠の合計額ではなく、当社が別に定める可能枠とします。

- (5)当社は、(1) に定めるカード利用可能枠とは別に、割賦販売法に定める「包括支払可能見込額」を超えない範囲で、同法に定める「包括信用購入あっせん」に該当するカード取引(以下「割賦取引」といいます。)の利用可能枠(以下「割賦利用可能枠」といいます。)を定める場合があります。割賦利用可能枠は、当社が発行するすべてのクレジットカードに共通で適用されるものとします。会員は、カードによる2回払い、ボーナス払い、分割払い(含むボーナス併用分割払い)、リボルビング払い(含むボーナス併用リボルビング分割払い)、およびその他の割賦取引において、本会員および家族会員によるショッピング利用代金の未払債務の合計額が、割賦利用可能枠を超ってはならないものとします。
- (6)当社は、入会後においても、貸金業法その他法令等の定めにより、収入を証明する書面、その他の必要な資料の提出を求める場合があり、本会員はその求めに応じるものとします。なお、会員が当社の求めに応じないときは、当社は会員資格の取消、カードの全部もしくは、一部の利用停止または利用可能枠の引下げ等の措置をとることができるものとします。
- (7)会員が現金化を目的として、商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を利用することはできません。

第7条 (カード機能)

- (1)本会員は、本規約承認の上、下記の①~②に記載した加盟店(以下、これらを総称して「加盟店」といいます。)において商品の購入、サービスの提供の受領、その他の取引(以下、これらを総称して「カードショッピング」といいます。)を行うことができます。また、会員はカードを利用して当社からの金銭の借入れ(以下、これらを総称して「カードキャッシング」といいます。)を受けることができます。
 - ①当社加盟店
 - ②VISA加盟店またはJCB加盟店
- (2)本会員は、日本国内および日本国外において、加盟店が本会員に対して有 する売上伝票の額面金額債権の譲渡について次のいずれの場合についても、 あらかじめ承諾するものとします。
 - ①加盟店がVISAまたはJCBに譲渡し、VISAまたはJCBが当社に再譲渡すること。
 - ②加盟店が契約銀行等に譲渡した債権を更に契約銀行等からVISAまたは JCB経由、またはVISA InternationalからVISA経由にて当社に譲渡する こと。

第8条(支払方法)

- (1)カードショッピングの利用代金、手数料、ならびにカードキャッシングの融資金およびその利息、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務は、本会員があらかじめ指定した支払方法により支払うものとします。ただし、前記方法によりお支払いできない場合、当社の指定するコンビニエンスストアからの当社への送金、その他当社の認める方法によりお支払いいただきます。
- (2)当社は前項に定める会員の毎月のご利用代金請求明細書を、当月中に本会員の届出住所に送付し通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対し 異議の申し立てがない場合には、ご利用代金請求明細書の内容について承認したものとみなします。
- (3)会員は、JCB加盟店で商品・権利を購入しまたはサービスの提供を受けた ことにより会員が負担するショッピング利用代金の債権について、当社が JCBに対して第49条に基づく立替払いをすることができない場合は、JCBよ り直接会員へ当該ショッピング利用代金の債権の請求が行われること、お よび当該請求に従い支払いを行うことをあらかじめ承諾するものとします。

(4)会員は、前項に基づきJCBより直接会員へ請求を行う場合、当社よりJCB へ会員の請求に必要な情報を提供することにあらかじめ承諾するものとします。(詳細は第39条4項をご覧ください。)

第9条 (日本国外の利用代金の円への換算)

会員の日本国外におけるカード利用による代金は、所定の売上票または 伝票記載の外貨額に海外取引に係わる費用(所定の手数料)を加えた額を、 VISA InternationalまたはJCBの指定するレートで円貨へ換算の上、国内カー ド利用代金と同様の方法でお支払いいただくものとします。

第10条(支払金等の充当順位等)

- (1)本会員の返済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の支払債務を完済させるに足りないときは、本会員への通知なくして、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当し、または口座振替、郵便為替による返金等をすることができるものとします。
- (2)(1)にかかわらず、本会員が事前に当社に連絡のうえ当社の承認を得て、支 払範囲、支払方法および支払日を指定し、当該指定に従い当社が会員に通 知した金額を、本会員が指定した支払方法で本会員が指定した支払日に支 払った場合には、当社は、会員の支払った金額を当該指定に従い充当する ものとします。ただし、支払範囲、支払方法および支払日は、当社所定の 支払範囲、支払方法および支払日から指定するものとします。
- (3)(1)(2)にかかわらず、本会員が約定方法以外での支払い、また、約定期日の前に当社に対し支払いが行われた場合に、超過支払金(当該支払いが行われた日を返済日として本会員が当社に支払った金額を当該用紙に記載された債務に充当した後に当該充当金額を超えて支払われた額をいいます。以下同じ。)があるときは、当社は本会員への通知なくして、当該超過支払金を当社所定の時期における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務(本規約以外の契約に基づく債務を含みます。)に充当し、または口座振替、郵便為替による返金等をすることができるものとします。
- (4)本会員は、当社が指定する日本国内のATMを利用して、返済金等の支払いができるものとします。ただし、提携金融機関の定める単位金額の返済に限定される場合があります。
- (5)リボルビング払いに係るカードショッピングの支払金の充当については、当社所定の順序と方法によるものとします。ただし、割賦販売法に定める分割払いの支払停止の抗弁に係る充当順位はこの限りではありません。

第11条(カードの紛失・盗難・偽造等)

- (1)会員がカードを紛失、盗難、もしくは詐取(以下「紛失・盗難」といいます。) にあったときは、速やかに当社に電話等により連絡の上、最寄の警察署に その旨を届けるとともに、当社所定の届出書を当社へ提出するものとします。
- (2)会員がカードを紛失・盗難により、不正使用された場合でも、利用代金等の一切は会員の責任とさせていただきます。ただし、前項の手続きがあった場合において、カード会員保障制度規約の適用が認められたときは、届出日前後60日間に不正使用された損害金の全部または一部をてん補します。
- (3)カードは紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行致します。
- (4)偽造カードの使用に係るカード利用代金については、本会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況の調査に協力するものとします。ただし、偽造カードの作出に過失があるとき、使用について会員に故意、または過失があるときは、該当偽造カードの利用代金については、本会員が支払いの責を負うものとします。

第12条(カードの再発行)

カードは、紛失・盗難、毀損、消滅等の事由で当社が適当と認めた場合を 除き原則再発行いたしません。なお再発行の場合、会員は当社所定の届けを 提出し、カード再発行手数料を支払うものとします。

第13条 (期限の利益の喪失)

- (1)本会員は、支払期日にカードショッピング代金債務の履行を延滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったときは、当該債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。ただし、支払期間が2ヶ月を超えない支払方法によるカードショッピング代金債務を除きます。
- (2)本会員が、支払期間が2ヶ月を超えない方法によるカードショッピング代金 債務およびカードキャッシング代金債務の履行を1回でも遅滞したとき(た だし、カードキャッシングによる債務の場合は利息制限法第1条第1項に規 定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する。)は、当該債務につい て当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
- (3)本会員は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、本規約に基づく 一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払う ものとします。
 - ①差押、仮差押、競売の申請、破産もしくは再生手続開始の申請等の法的 な債務整理の申立があったとき。
 - ②租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。
 - ③自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払い を停止したとき。
- (4)本会員は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
 - ①会員の入会申込に際して、虚偽の申告があったとき。
 - ②商品、役務、権利の購入が会員にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約および連鎖販売個人契約に係るものを除く。)となる場合で、会員がカードショッピングの支払いを1回でも遅滞したとき。
 - ③商品の質入れ、譲渡、貸借その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
 - ④本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
 - ⑤その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第14条(退会等ならびに会員資格の喪失)

- (1)会員の都合により退会するときは、当社あてにその旨の届出を行うものとし、 同時にカードをご返却いただき、カード利用による支払金等の未払債務を完 済されたときをもって退会したものとします。
- (2)会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、カードの利用停止または会員の資格を取消すことができ、これらの措置とともに当該カードの無効を通知することがあります。
 - ①入会時に氏名、住所、生年月日、勤務先等について虚偽の申告をした場合。②本規約のいずれかに違反した場合。
 - ③第13条に該当する場合。
 - ④カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合。
 - ⑤信用情報機関の情報等により、本会員の信用状況が著しく悪化し、また は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。
 - ⑥カード利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
 - ⑦その他、当社が会員契約を継続することが相当でないと判断した場合。
 - ⑧会員が当社の発行する他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記①~⑥に記載した事項のいずれかに該当する事由が

生じた場合。

- ⑨換金目的による商品購入等カード利用状況が適当でないまたは不審であると当社が判断した場合。
- ⑩会員が反社会的勢力であると判明した場合。
- ⑪会員がカード利用に関し、当社に対し脅迫的な言動、または暴言を用いた場合。
- ②「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき本件措置をとる必要があると当社が判断した場合。
- ③会員が当社の業務を妨害した場合。
- 個会員が死亡した場合。
- (3)会員資格を喪失した会員は、当社に直ちにカードを返却するものとします。
- (4)(2)に該当し、当社および加盟店がカードの返却を求めたときは、会員は速やかにカードを返却するものとします。

第15条 (連帯保証人)

連帯保証人は、この本規約から生じる一切の債務のうち、カードキャッシング利用分を除く債務について本会員と連帯して履行の責を負うものとします。

第16条 (届出事項の変更)

- (1)会員および連帯保証人は、当社に届出た氏名、住所、電話番号(連絡先)、 取引目的、勤務先、指定預金口座等について変更が生じた場合は、遅滞な く所定の届出用紙により届けていただくものとします。ただし、当社が認め た場合には、当社への電話での連絡により届出ることもできます。
- (2)前項の届出がないために当社からの通知または送付書類その他のものが延 着し、または不到着の場合には通常到着すべきときに会員に到着したもの とみなします。ただし、(1)の氏名、住所の未届出についてやむを得ない事 情があるときは、この限りではないものとします。

第17条 (規約の変更・承認)

本規約の変更については、当社から本会員に変更内容を通知(電磁的方法による通知を含みます。)または告知します。その後に、会員がカードを利用したときは、会員は変更事項または新会員規約を承認したものとみなされることに異議がないものとします。

第18条(債権の譲渡および担保差入れ)

会員は、当社が本規約に基づく債権を金融機関等に譲渡、あるいは担保と して差入れることがあることを承認するものとします。

第19条 (その他の承諾事項)

その他、会員は以下の事項をあらかじめ承諾するものとします。

- (1)キャッシングサービスのご利用を当社ATMおよび提携金融機関のCD、ATM機で行う場合、所定の手数料をご負担いただきます。
- (2)会員のご都合により第8条(支払方法)第35条(カードキャッシングの支払方法)以外のお支払方法において発生した入金費用、公租公課の費用は、会員資格をなくされた後についても会員にご負担いただきます。
- (3)当社が会員に貸与したカードに偽造、変造および不正利用等が生じた場合 は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、およびカードを回収し、会 員カード番号の異なるカードを発行します。
- (4)当社が会員に対し、与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、 会員の住民票・源泉徴収票・所得証明書等を取得させていただくことがあ ります。
- (5)当社が会員に対し、与信および与信後の管理、弁済金または返済金の回収 のため確認が必要な場合に、会員の自宅、携帯、勤務先およびその他の連 絡先へ電話確認を取らせていただくことがあります。
- (6)会員は第8条(支払方法)第35条(カードキャッシングの支払方法)の口

座振替によるお支払いが連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあります。

- (7)前号の口座振替ができない場合、再度預金口座振替依頼書等をご提出いた だきます。
- (8)カードの使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約 の効力が維持されます。

第20条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

日本国内でカードを利用する場合、外国為替および外国貿易管理に関する 法令等による必要が生じた場合は、当社の求めに応じ、必要書類を提出する ものとし、また、国外でのカード利用の制度もしくは停止に応じていただきます。

第21条 (準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本の法律が適用されるものとします。

第22条(合意管轄裁判所)

会員および連帯保証人は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社の本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第2章 カードショッピング条項 第23条(カードショッピングの利用方法)

- (1)会員は、加盟店においてカードを提示し、所定の売上票等にご自身の署名を行うことにより、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。なお、売上票への署名にかえて、加盟店に設置されている端末機での所定の手続きにより、同様のことができます。ただし、当社が特に認めた場合は、カード提示、売上票への署名等を省略するなど、これに代わる方法によりカードショッピングが利用できるものとします。
- (2)会員がカードを利用する際に、加盟店より照会を受けた場合で当社が不適 当と認めたときは、カードの利用可能枠内でもカードの利用をお断りする場合があります。
- (3)オンライン取引の際の利用手続き

コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを 当社および他のクレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行 う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所等の個 人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によっ て会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

(4)継続的利用代金の支払い手段としての利用手続き

会員は、当社が認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は、会員番号、有効期限等が変更されもしくは会員資格喪失等によりカードが利用できなくなったときには、その旨を加盟店に通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとし、別途当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。ただし、会員がカード種別変更等で会員番号が変更になった場合または会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けている場合等当社が必要または適当と認めたときには、当社が加盟店に対して新しい会員番号を通知する場合があることを、会員はあらかじめ承諾するものとします。

第24条 (継続的サービス利用代金のお支払い)

(1)携帯電話、インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者(以下「継続的サービス事業提供者」)とのお取引に関わる継続的サービス利用代金のお支払いにカードをご利用される場合、当

- 社が会員のために当該継続的サービス事業提供者に対してお支払いすることをご了承いただき、第26条により当社へのお支払いをしていただきます。
- (2)カードでの継続的なお支払いを中止される場合は、カード解約の有無にかかわらず、その旨継続的サービス事業提供者の定めた方法で継続的サービス事業提供者に申し出、承諾を得ていただきます。
- (3)会員またはカード解約された元会員が前項の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生したご利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払いを行ったときにも、会員等はそのご利用代金を第26条によりお支払いいただきます。
- (4)カードがご解約またはご利用停止となった場合は、当社は継続的サービス 事業提供者に対するご利用代金の支払いを中止できます。この場合に当該 契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、会員等が契約の 継続を希望される場合は、直接継続的サービス事業提供者との間でお手続 きをお願いいたします。
- (5)会員は、各契約加入申込みの条件、本規約の諸条項を守っていただきます。

第25条 (所有権留保に伴う特約)

会員は、カード利用により購入した商品の所有権が、当社が加盟店に立替 払いしたことにより加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債務の完済まで 当社に留保されることを認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。

- (1)善良なる管理者の注意をもつて商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸、その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。
- (2)商品の所有権が第三者から侵害される恐れがある場合、速やかにその旨を 当社に連絡するとともに、当社が商品を所有していることを主張説明して、 その排除に努めること。

第26条(カードショッピングの手数料および支払方法)

- (1)カードショッピングの支払金の支払方法は、翌月1回払い(以下「1回払い)といいます。)、2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナスー括払い、ボーナス2回払い、リボルビング払いとし、会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。また、日本国外でカードを利用した場合は、原則として1回払いとします。なお、会員からの申し出があり、かつ当社がこれを認めた場合、会員は、支払回数の変更または分割払いによる支払いを指定することができるものとします。
- (2)カードショッピングの利用代金は、毎月末日に締め切り、あらかじめ会員が 定めた支払方法により、その翌月から当社に支払うものとします。なお、事 務手続きの都合により、翌々月以降にお支払いいただくことがあります。
- (3)分割支払金(分割払いの月々の支払額をいいます。)の支払いは、次表の条件のうちから会員がカード利用の都度指定するものとします。なお一部加盟店については、加盟店の規定により利用できる回数および利用できない回数があります。
 - ①1回払い、2回払い、分割払いの支払回数・支払期間・実質年率は下記 のとおりとします。

ボーナス併用分割払いの実質年率は下記と異なる場合があります。

支払回数(回)	1	2	3	5	6	10	12	15	20	24
支払期間 (ヶ月)	1	2	3	5	6	10	12	15	20	24
実質年率(%)	0	0	14.34	15.86	16.27	17.09	17.27	17.41	17.49	17.47
利用代金100円 当たりの分割払 手数料の額(円)		0	2.4	4.0	4.8	8.0	9.6	12.0	16.0	19.2

※一部の加盟店では、指定できない支払回数があります。

- ※一部の加盟店では、上記以外の支払回数を選択できる場合があります。 その際の手数料は、①で示した実質年率を参照に算出します。
- ※ボーナス一括払いは、手数料はいただきません。
- ※ボーナス2回払いは、ご利用額に5%を乗じた額を手数料とします。
- ②分割払いの場合、カードショッピングの分割支払金合計は利用代金に上記の分割手数料を加算した額となります。また、月々の分割支払金はショッピングの分割支払合計を支払回数で除した金額で1,000円以上とし、10円未満の端数は初回分に算入します。
- 例利用代金合計 100,000円、10回払いの場合

分割支払合計

100,000円 + (100,000円×8.0 / 100円) = 108,000円 月々の分割支払金

108,000円÷10回 → 初回10,800円、2回目以降10,800円

- ③ボーナス併用分割払いのボーナス加算金額(総額の50%)をボーナス加 算月へ均等割振し、その金額を毎月の均等支払額に加算いたします。(加 算金額のご指定はできません。)また、ボーナス加算月は夏(8月)、冬(1月) とし、最初に到来したボーナス月から加算されます。
- ④ボーナスー括払いの支払月は夏(7月、8月のいずれか)、冬(12月、1月のいずれか)とし、ボーナス月に一括してお支払いいただきます。
- ⑤ボーナス2回払いの支払月は夏(7月、8月のいずれか)、冬(12月、1月のいずれか)または冬、夏とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。
- ⑥リボルビング払いの場合、会員が当社所定の方式(A)残高スライド元利定額返済方式による支払コースまたは、(B)元利定額返済方式によるコースのいずれかを選択した支払方式とします。
 - (A)残高スライド元利定額方式による支払コースを選択された場合は、下記表に示す支払額とし、その弁済額には手数料を含むものとします。また、リボルビング払いの毎月の弁済金は、最終利用時の月末のショッピング残高により算定します。弁済額は新規利用の都度、当社所定の計算方法により再計算するものとします。ただし、請求金額が確定した後の利用分については、翌月以降の弁済金に反映されます。リボルビング払いの手数料は、毎月締切日の翌日から翌月支払日までのリボルビング利用残高に対して年利率15.0%を乗じた割合の金額を、翌月の支払日にお支払いいただきます。また、リボルビング払いの
 - を、翌月の支払日にお支払いいただきます。また、リボルビング払いのご利用残高と手数料の合計額が毎月の弁済金額未満の場合はその合計が弁済金となります。なお、手数料が支払額を超える場合は、手数料の全額をお支払いいただきます。
 (B)元利定額返済方式によるコースによる支払コースを選択された場合は、
 - (B)元利定額返済方式によるコースによる支払コースを選択された場合は、あらかじめ会員が指定した支払コースの弁済金とし、その弁済金には手数料を含むものとします。また、リボルビング払いの毎月の弁済金は、最終利用時の月末のショッピング残高により算定します。弁済金は新規利用の都度、当社所定の計算方法により再計算するものとします。ただし、請求金額が確定した後の利用分については、翌月以降の弁済金に反映されます。リボルビング払いの手数料は、毎月締切日の翌日から翌月支払日までのリボルビング利用残高に対して年利率15.0%を乗じた割合の金額を、翌月の支払日にお支払いいただきます。また、リボルビング払いのご利用残高と手数料の合計額が毎月のお支払金額未満の場合はその合計が弁済金となります。なお、手数料が支払額を超える場合は、手数料の全額をお支払いいただきます。

利用残高	20万円以下	200,001円 ~300,000円	300,001円 ~400,000円	400,001円 ~500,000円	以 降 残 高 が、 10万円増える
弁済金					毎に1万円加算

※なお、利用残高に手数料を加算した額が5,000円未満となった場合は、 残金を一括してお支払いいただきます。

(7)弁済金の額の具体的算定例

利用残高100.000円

第一回目お支払い(4月27日)

弁済金5 000円 (残高スライドリボルビング方式)

手数料充当分100.000円×15.0%÷12ヶ月=1.250円

元本充当分5,000円-1,250円=3,750円

残元金100.000円-3.750円=96.250円

第二回目お支払い(5月27日)

弁済金5.000円(残高スライドリボルビング方式)

手数料充当分96.250円×15.0%÷12ヶ月=1.203円

元本充当分5,000円-1,203円=3,797円

残元金96 250円-3 797円=92 453円

- ⑧前各号の定めに関わらず、会員は当社所定の方法により申出をされ、当社が認めた場合に限り、カードショッピングの支払金の支払方法について、1回・2回払いを、分割払いまたはリボルビング払いに変更できるものとします。
- ⑨利用残高が利用可能枠を超過した場合は、超過分を一括してお支払いいただきます。ただし、当社が特に認めた場合は当社が定める支払額にてお支払いいただきます。
- ⑩分割払手数料の料率は金融情勢等の事情により変更できるものとします。 この場合、第17条の規定にかかわらず、当社から手数料率の変更を通知 した後は、分割払いについては変更後の利用分から変更後の手数料率が 適用されるものとします。
- (4)カードショッピング特約として、①「ショッピング利用支払方法変更サービス」(以下「あとリボ・あと分割サービス」といいます。)②「ショッピングリボルビング払い事前登録サービス」(以下「らくリボ」といいます。)があり、①②を総称して「本サービス」といいます。「本サービス」は登録、変更された会員にのみ適用されます。また、本サービスのご利用ができない場合があります。

第27条(本サービス)

- (1)あとリボ・あと分割サービスは、会員がカード利用時に支払方法を1回・2 回・ボーナスー括払いに指定したカードショッピング利用代金について、カード利用後に当該カードショッピング利用代金の支払方法を、リボルビング払い、または3回払い以上の分割払いに変更できるサービスをいいます。
- (2)らくリボとは、会員があらかじめ申出ることにより、カードショッピング利 用時に支払方法を1回払いと指定した支払方法を自動的にリボルビング払い としてお支払いいただくサービスです。

第28条 (支払い方法の変更)

- (1)当社は第27条の支払方法の変更を会員より受け、該当利用代金を当社が認めた場合に限り支払方法の変更、登録をします。
- (2)(1)で変更、登録された場合、会員は、カードショッピング条項に定める手数料をお支払いいただきます。
- (3)(1)で変更された後、取消し、変更はできません。

- (4)本サービスは、家族会員のカードショッピング利用分についても適用されます。
- (5)第27条の変更、登録がされた場合、登録書面の交付に代えて、ご利用代金 請求明細書の交付をもつて同変更の書面交付とします。
- (6)事務上の都合により、第1回目の支払開始が遅れることがあります。

第29条(遅延損害金)

- (1)会員が、カードショッピングの支払金を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
 - (A)2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払いおよびボーナス一括払いでの商品、役務または割賦販売法に定める指定権利に関する取引について、当該分割支払金に対し年利率14.6%を乗じた額と分割支払金の残金全額に対し、商事法定利率(年利率6%)を乗じた額のいずれか低い額。
 - (B)1回払いもしくは、リボルビング払いの取引または2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払いおよびボーナスー括払いであっても割賦販売法の適用のない取引については、当該支払金に対し、年利率14.6%を乗じた額。
- (2)会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
 - (A)前1項(A)の取引については、分割支払金の残金全額に対し商事法定利率 (年利率6%)を乗じた額。
 - (B)前1項(B)の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し年利率14.6%を乗じた額。

第30条(商品の引取りおよび評価・充当)

- (1)会員が第13条により期限の利益を喪失したときは、当社は留保している所有権に基づき当該商品を引取ることができるものとします。
- (2)会員は、当社が(1)により商品を引取ったときは、会員と当社が協議の上決定した相当な価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは会員および当社の間で直ちに清算するものとします。

第31条(見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)

会員が見本・カタログ等により申込みをした場合において引き渡された商品および提供された役務(サービスも含む)(以下「商品等」といいます。)が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、直ちに会員は加盟店に商品等の交換を申し出るか、または当該売買契約の解除をすることができるものとします。

第32条 (支払停止の抗弁)

- (1)本会員は下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスに係る支払いを停止することができるものとします。ただし、割賦販売法に定める指定権利以外の権利については、支払いを停止することはできません。
 - ①商品等の引渡、権利の移転またはサービスの提供がなされないこと。
 - ②商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
 - ③その他商品等の販売について、加盟店に対して生じている事由があること。
- (2)当社は、本会員が(1)の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
- (3)本会員は(2)の申し出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、 加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
- (4)本会員は(2)の申出をするときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと)を当社に提供するよう努力するものとします。当社が上記事由について調査する必要があるときは、会員はその調

査に協力するものとします。

- (5)(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止する ことができないものとします。
 - ①日本国外でカードを利用した場合。
 - ②売買契約等が会員にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約および連 鎖販売個人契約に係るものを除く。)であるとき。
 - ③会員の指定した支払回数が2回に満たないとき。
 - ④1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。または、リボルビング方式の割賦購入あっせんの現金価格が3万8千円未満のとき。
 - ⑤役務(割賦販売法に定める、指定役務、指定権利は除く。)・飲食の提供 を受けるためにカードを利用したとき。
 - ⑥当社の承諾なしに、売買契約の合意解約、加盟店に対するカードショッ ピングの支払金の支払い、その他当社の債権を侵害する行為をしたとき。 ⑦会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
- (6)会員は、当社がカードショッピングの支払金の残額から(1)による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払金について支払いを継続するものとします。
- (7)本条に定める支払停止の抗弁は、支払済の支払金の返還請求を認めるものではありません。

第33条 (ショッピング利用代金の繰上返済等)

- (1)ショッピング利用代金の繰上返済(本規約に基づく債務の全部または一部の返済を本規約に定める約定支払日の前に繰り上げて行うことをいいます。) は、会員が当社に対して事前に連絡のうえ当社の承認を得て行うものとします。なお、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、会員は、書面の提出等当社所定の手続きをとるものとします。
- (2)会員は、前項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法 および支払日を指定するものとし、当社は当該指定に従い当該支払日時点 において支払うべき金額をお知らせします。会員が指定することができる繰 上返済の範囲および返済方法は下表のとおりです。

支払方法	返済範囲	返済方法
分割払い	全額のみ	口座振込、当社指定の窓口への持参
リボルビング払い	全部・一部	口座振込、当社指定の窓口への持参

- (3)当社に対する支払いが次の各号のいずれかに該当するときは、会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務(本規約以外の契約に基づく債務を含みます。)に充当し、また、剰余金がある場合は口座振込、郵便振込による返金等をすることができるものとします。
 - ①当社に対する事前の連絡または当社の承認なく行われたとき。
 - ②当社に対する事前の連絡または当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日、もしくは異なる方法により行われたとき。
 - ③当社に対する事前の連絡または当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に会員の指定に従い当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき。
 - ④剰余金が発生した際の、返金にかかる費用は会員が負担するものとする。
- (4)会員が当初の契約のとおりにカード利用による支払金等の支払いを履行している場合におけるショッピング利用の分割支払金の繰上返済金額(全額の繰上返済に限ります。)は、下記算出方式により算出した金額とします。

[算出方式]

未払金分割支払金合計 - 期限未到来の分割手数料

ただし、期限未到来の分割手数料は、78分法またはこれに準ずる当社所定の計算方法により算出された金額とします。なお、繰上返済日以降最初に到来する約定支払日の分割支払金にかかる分割手数料は、期限未到来の分割手数料には含まれないものとします。

第3章 カードキャッシングに関する条項第34条(カードキャッシングの利用方法)

- (1)会員は、下記のいずれかの方法によりカードキャッシングを利用することが できます。
 - ①会員が当社指定の現金自動預け払い機(ATM)、または当社が提携する 金融機関等のCDおよびATMで所定の利用方法に基づき、あらかじめ当 社に届け出た暗証番号(4桁)と希望金額を打鍵した場合。
 - ②その他、当社所定の方法による場合。
- (2)カードキャッシングの利用可能枠は当社が決定する金額(会員が希望する融資枠を指定した場合はその範囲内)とします。会員は、キャッシング利用可能枠からキャッシング利用残高を差し引いた金額の範囲内でキャッシングサービスを利用できます。なお、当社はキャッシングサービス利用可能枠決定後も再審査を行い、必要と認めた場合はいつでも、キャッシング利用可能枠を増額または減額できるものとし、また、新たな融資を実行しないことができるものとします。
- (3)キャッシングサービスによる融資金は、利用可能枠の範囲内で、1万円単位 で繰り返し利用できます。

第35条 (カードキャッシングの支払方法)

- (1)カードキャッシング利用代金は毎月末日に締切り、その翌月から会員があらかじめ指定した方法により支払うものとします。
- (2)カードキャッシングによる融資金は1万円単位とします。支払方式については、1回払い、リボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。

(3)

- ①1回払いの場合は、利息の実質年率は18.0%(1年を365日とする日割計算/閏年は年366日)とし、ご利用日の翌日から支払日までの期間の利息を融資金に加算して一括してお支払いいただきます。
- ②リボルビング払い(残高スライド定額with in)の毎月のお支払額は、前月 末のリボルビング払いご利用残高を基準とし、下表に定める金額とします。 (ただし、利用残高に利息を加えた額が支払額以下となる場合は当該金 額を支払うものとします。)

利用	用残高	10万円以下	10万円超 20万円以下			40万円超 50万円以下
月々	の支払額	8,000円	10,000円	15,000円	15,000円	15,000円

③リボルビング払い(残高スライド定額 with in)の毎月のお支払額は上記 ②により算定して得た支払額に、前月末のリボルビング払いご利用残高 に対して実質年率18.0%(1年を365日とする日割計算/閏年は年366 日)を乗じた額の利息を含むものとします。なお、ご利用後第1回目の返 済分の利息の計算は、ご利用日の翌日から初回返済日まで、第2回目以 降の利息の計算は、前回ご入金日の翌日から次回お支払日までの期間の 日割計算とします。

- ④利用限度額が10万円以下の場合、毎月のお支払額は、定額4,000円とし、前月末のリボルビング払いご利用残高に対して実質年率18.0%(1年を365日とする日割計算/閏年は年366日)を乗じた額の利息を含むものとします。なお、ご利用後第1回返済分の利息の計算は、ご利用日の翌日から初回返済日まで、第2回目以降の利息の計算は、前回ご入金日の翌日から次回お支払日までの期間の日割計算とします。
- ⑤利用限度額が50万円を超える場合、毎月のお支払額は、下表に定める 元利定額払いとします。

利用限度額		70万円超 100万円以下	100万円超 130万円以下			
月々の支払額	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円

®お借入後の残高が下表の場合、その時点における新たなご利用分については、下表に定める利率を適用するものとします。なお、お借入前の残高については、ご利用時点の残高に応じて実質年率12.0%~18.0%(1年を365日とする日割計算/閏年は年366日)を乗じた額の利息をお支払いいただきます。(ただし、利用残高に利息を加えた額が支払額以下となる場合は当該金額を支払うものとします。)また、ご利用後第1回返済分の利息の計算は、ご利用日の翌日から初回返済日まで、第2回目以降の利息の計算は、前回ご入金日の翌日から次回お支払日までの期間の日割計算とします。

お借入後の ご利用残高	50万円以下	50万円超 70万円以下		100万円超 200万円以下
新規ご利用分の 融資利率(実質年率)	18.0%	16.0%	14.0%	12.0%

- ②利用残高が所定可能枠を超過した場合は、その超過額全額と月々の所定 支払額を合算して支払うものとします。当社が特に認めた場合は当社が 定める支払額にてお支払いいただきます。
- ⑧利息の計算方法

借入残高×貸付利率(年率)÷365日(閏年は年366日)×経過日数

- ⑨返済の方法および返済を受ける場所
 - 返済の方法(場所)は、当社の店頭および当社のATM、または、銀行口座へ送金、当社の営業店へ郵送、提携している収納事務代行機関、その他当社が認めた方法となります。(口座振替も可能です。)
- (4)会員は利率が金融情勢等により変動することに異議がないものとします。また、第17条の規定にかかわらず、当社から利率変更の通知をした後は、変更後の利率が適用されるものとし、当社が指定したときは、通知をした時におけるカードキャッシングの利用残高の全額に対しても変更後の利率が適用されることに会員は異議がないものとします。

第36条(キャッシング支払金の繰上返済等)

- (1)キャッシングサービスの支払金の繰上返済(本規約に基づく債務の全部または一部の返済を本規約に定める約定日の前に繰上げて行うことをいいます。)は、会員が当社に対して事前に連絡のうえ当社の承認を得て行うものとします。なお、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、会員は書面の提出等当社所定の手続きをとるものとします。
- (2)会員は、前項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法 および支払日を指定するものとし、当社は当該指定に従い当該支払日時点 において支払うべき金額をお知らせします。会員が指定することができる繰 上返済の範囲および返済方法は下表のとおりです。

支払方法	返済範囲	返済方法
リボルビング払い	全額・一部	口座振込、当社指定の窓口への持参

- (3)当社に対する支払いが次の各号のいずれかに該当するときは、会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務(本規約以外の契約に基づく債務を含みます。)に充当し、また、剰余金がある場合は口座振込、郵便振込による返金等をすることができるものとします。
 - ①当社に対する事前の連絡または当社の承認なく行われたとき。
 - ②当社に対する事前の連絡または当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日、もしくは異なる方法により行われたとき。
 - ③当社に対する事前の連絡または当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に会員の指定に従い当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき。
 - ④剰余金が発生した際の、返金にかかる費用は会員が負担するものとする。

第37条 (遅延指害金)

会員がカードキャッシングの支払金の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日より支払日に至るまで遅延した元金に対し、実質年率20.0%(1年を365日とする日割計算/閏年は366日)を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

キャッシングの遅延損害金の計算方法

遅延元金×遅延利率÷365日(閏年は366日)×支払期日後経過日数

第38条 (利用明細および記載の同意および指定紛争解決機関)

- (1)当社は会員の約定支払額、リボルビング・一括払いの利用残高等(以下「利用明細」といいます。)を約定支払日の当月中に会員に「ご利用代金請求明細書」として、会員の届け出住所等へ郵送または、その他当社所定の方法により通知します。なお、当社所定の手続きがとられた場合には、当社は「ご利用代金請求明細書」に代えて、電子メールでの送信その他の電磁的な方法により「利用明細」を提供することができるものとします。ただし、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。
- (2)本会員が、前項の「利用明細書」(電子メールの送信その他の電磁的な方法により、「利用明細書の記載事項」を当社が提供した場合には、本会員がこれを受信した時)を受け取った後、1週間以内に異議の申立をしなかったときは、残高等「利用明細」の内容を承認したものとし、異議がないものとします。
- (3)当社は、会員がキャッシングサービスを利用した場合、貸金業法第17条1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面を前項の「ご利 用代金請求明細書」とは別に、会員宛、交付します。なお、貸金業法第17 条1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、 当該書面交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。
- (4)会員は貸金業法第17条1項の書面を、貸金業法第17条6項、同法第18条 3項に基づき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した 書面「マンスリーステートメント」(電磁的方法によるものを含む)に代える ことができることを承諾するものとします。
- (5)会員は、前各項について「貸金業法第17条1項書面」を貸金業法第17条 7項、同法第18条4項に基づき、電磁的方法により提供することを承諾する ものとします。ただし、電磁的方法による通知については、会員の申し出に より当社との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施され

るものとします。

(6)当社が加盟する指定紛争解決機関の名称は、日本貸金業協会 貸金業相談・ 紛争解決センターです。

第4章 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 第39条(個人情報の収集・保有・利用・預託)

(1)会員および連帯保証人は、本規約(本申込を含む。以下本規約をいう)に係わる当社との取引の与信判断および与信後の管理の為、以下の情報(以下これらを総称して個人情報といいます。)を当社が利用することに同意します。

①属性情報

会員が申込書に記載した氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、 勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の(記号番号等)、取引目的、 職業、会員および連帯保証人の属性に関する情報(これらの情報に変更 が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ。)

②契約情報

会員への契約の種類、申込日、契約日、商品名、金額、契約額、支払回数等、本契約の内容に関する情報

③取引情報

本契約に関する利用残高、月々の返済状況等、取引の現在の状況および 履歴に関する情報

④支払能力判断のための情報

会員に関する資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴および過去の債務の支払状況ならびに他のクレジット等の利用・支払・残高等・会員の支払能力判断のための情報

⑤本人確認のための情報

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類を本契約に関し、法令または当社が必要と認めた場合に、会員の運転免許証、パスポート、住民票の写し、または記載証明書等の提示を求め内容を確認し、記録することによりまたは写しを入手することにより得た本人の確認を行っための情報

- (2)会員および入会を申し込まれた方は、本人確認書類がない場合、または住居地確認の為、当社が会員の住民票の写しを取得することを了承するものとします。
- (3)当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託企業に預託することに同意します。当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。与信後の管理業務の一部についての委託先企業はニッテレ債権回収株式会社です。
- (4)当社がJCBに対して第49条に基づく立替払いをすることができないことにより、JCBが第8条3項に基づき会員に対する直接請求を行おうとする場合、同条4項に基づき、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本条1項①②③④⑤の個人情報、その他会員に対する直接請求に必要な情報を、JCBに提供し、JCBが会員に対するショッピング利用代金の債権につき、会員へ直接請求を行い、当該債権を回収する目的に限って利用することに同意します。名称:株式会社ジェーシービー

所在地: 〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22

ホームページ:http://www.jcb.co.jp/

第40条(信用情報機関への登録・利用)

(1)当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの)および

当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、契約者および当該契約者の配偶者の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法第39条および貸金業法第41条の38により、契約者の支払能力の調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。

- (2)会員および会員として入会を申し込まれた方および当該契約者の配偶者に 係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人 信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報 機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、契約 者および当該契約者の配偶者の支払能力・返済能力に関する調査のために 利用されることに同意します。
- (3)当社が加盟する個人信用情報機関の名称・所在地・問い合わせ電話番号は 下記のとおりです。

名称:株式会社シー・アイ・シー

住所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

お問合せ先: フリーダイヤル 0120-810-414 ホームページアドレス: http://www.cic.co.jp

※株式会社シー・アイ・シーは割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関です。

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の 同社のホームページをご覧ください。

15 12 V/V 2 . 2 CC 26 V/C	C • 6
登録情報	登録期間
①本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
③債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

- (4)当社が加盟する個人信用情報機関(株式会社シー・アイ・シー)と提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。
 - ①名称:全国銀行個人信用情報センター

住所:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問合せ先: 03-3214-5020

ホームページアドレス: http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

- ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上 記の同社のホームページをご覧下さい。
- ※建物建替えのため、平成28年10月11日(予定)から平成32年度まで 東京都千代田区丸の内2-5-1に仮移転します。仮移転先から戻る期日に ついては、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。
- ②名称:株式会社日本信用情報機構

住所:〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41番地1

お問合せ先: 0120-441-481

ホームページアドレス: http://www.jicc.co.jp/

- ※株式会社日本信用情報機構は、貸金業法に基づく指定信用情報機関です。 ※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の 同社のホームページをご覧下さい。
- (5)上記(3)に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証 等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、 貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関す る情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等 支払い状況に関する情報。

なお、提携する個人信用情報機関に関するお問い合わせについては、株式 会社シー・アイ・シーにご確認ください。

第41条 (個人情報の与信関連業務以外の利用)

会員は当社が下記の目的のために第39条(1)①②の個人情報を利用する ことに同意します。なお、具体的な事業内容については、当社のホームページ 等で案内しています。

- ①当社のクレジット関連事業および金融サービス事業(それらに付随して提携するサービスを含む。)、ならびにその他当社の事業におけるサービス提供、 宣伝物、印刷物の送付等の営業案内、関連するアフターサービス
- ②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付等 の営業案内
- ③当社のクレジット関連事業および金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む。)ならびに、その他当社の事業における市場調査、商品開発
- ※当社の事業とは、クレジット事業、(クレジットカード事業を含む)、融資事業、 損害保険代理店業務等です。

第42条 (個人情報の公的機関への提供)

会員等は当社が各種法令の規定により提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関に個人情報を提供することに同意します。

なお、貸金業法第41条の35および割賦販売法第39条の法令等に基づき、 それ以外の目的に利用しません。

第43条 (個人情報の開示・訂正・削除)

- (1)会員および連帯保証人は、当社および第40条で記載する個人信用情報機関に記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
 - ①当社に開示を求める場合には、第48条記載の窓口または営業店にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法(郵送含む)によってもお知らせしております。
 - ②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第40条記載の個人信用情報機関に連絡してください。
- (2)万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第44条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込した事実は、第39条および第40条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第45条 (第4章本同意条項に不同意の場合)

当社は、契約者が本契約の必要な記載事項(契約書表面で契約者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

なお、第41条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。なお、第41条に同意しない場合でも、請求書等業務上必要な書類(電磁的記録の送信を含む。)は、当社から本会員に対して送付されることに同意するものとします。また、当該利用中止の申し出により、当社および当社の加盟店等の商品・サービス等の提供、ならびに営業案内を受けられないことを本会員はあらかじめ承諾するものとします。

第46条 (利用中止の申出)

本同意条項第39条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合があっても、中止の申出があった場合は、それ以降当社でも利用を中止する措置をとります。

第47条(条項の変更)

一本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるもの とします。

第48条(お問い合わせ窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問い合わせや利用中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記の当社営業部までお願いします。

株式会社エヌシーガイドショップ

住所: 〒892-8688 鹿児島県鹿児島市東千石町2番30号

電話番号:099-222-5151

第5章 特約条項

第49条(JCBカード機能特約)

- (1)第7条の定めにかかわらず、JCB、またはJCBの提携会社もしくはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約の場合、会員は、ショッピング利用代金の債権について以下のことをあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCB、またはJCBの提携会社もしくは、JCBの関係会社が認めた第三者を経由する場合があります。
 - ①JCB加盟店からJCBに対して債権譲渡したうえで、当社がJCBに対して立替払いすること。
 - ②JCB加盟店からJCBの提携会社に対して債権譲渡したうえで、当社が当該 JCBの提携会社に対して立替払いすること。
 - ③JCB加盟店からJCBの関係会社に対して債権譲渡したうえで、JCBが当該 JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当社がJCBに対して立替払い すること。
- (2)第7条の定めにかかわらず、JCB、またはJCBの提携会社もしくはJCBの関係会社と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、会員は、ショッピング利用代金の債権について以下のことをあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、立替払いに際しては、JCB、またはJCBの提携会社もしくは、JCBの関係会社が認めた第三者を経由する場合があります。
 - ①JCBがJCB加盟店に対して立替払いしたうえで、当社がJCBに対して立替 払いすること。
 - ②JCBの提携会社がJCB加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が当該 JCBの提携会社に対して立替払いすること。
 - ③JCBの関係会社がJCB加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該 JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当社がJCBに対して立替払い すること。
- (3)本規約第7条に定めるJCBから当社への債権の再譲渡は行なわれないものとし、会員はJCBが当該債権の債権者であることをあらかじめ承諾するものとします。また、この場合第25条にかかわらず、同項に定めるJCB加盟店より会員の購入した商品の所有権がJCBに留保されることを認めるものとします。

第50条 (VISAカード機能特約)

(1)第7条の定めにかかわらず、VISA加盟店でのカードショッピングおよびVISA 支払機およびVISA金融機関でのカードキャッシング利用による代金・手数 料・利息等の債務については、当社とVISAの都合により会員がVISA指定の 預金口座へ振り込む方法等VISAが別途定める方法によりお支払いいただく ことがあります。

(2)前項の場合、本規約第7条および第32条(1)③に定めるVISAから当社への 債権の再譲渡は行なわれないものとし、会員はVISAが当該債権の債権者で あることをあらかじめ承諾するものとします。また、この場合第25条にかか わらず、同項に定めるVISA加盟店より会員の購入した商品の所有権がVISA に留保されることを認めるものとします。

第51条 (紛失、盗難の届出)

会員は、NCカードの紛失、盗難にあった場合には、当社所定の方法により その旨直ちに通知するものとします。当社はその通知を受けた後、速やかに 当該カードによる利用を停止する措置を講じます。

第6章 カード会員保障制度規約

第52条(損害のてん補)

当社は、本規約に従い、当社が会員に発行するクレジットカードが紛失、盗難により保障期間中に他人に不正使用された場合、これによって会員が被る損害をてん補します。

第53条(保障期間)

保障期間は、当社が入会を承諾した日から会員資格を喪失するまでの間と します。

第54条(カードの紛失・盗難届出と損害のてん補)

- (1)会員がカードを紛失し、または盗難にあったときは、速やかに当社に連絡の上、最寄りの警察署にその旨を届けるとともに、当社所定の届出書を当社あてに提出するものとします。
- (2)第52条により当社がてん補する損害は、前項の紛失・盗難の通知を当社が 受理した日の60日前から届け後60日迄の通算121日間に行われた不正使 用による損害とします。

第55条(てん補されない損害)

会員は、第52条の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、 その損害について、てん補を受けることができません。

- ①会員の故意または重大な過失に起因する損害。
- ②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者による使用に起因する損害。
- ③第54条(1)の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前および61日以降に生じた損害。
- ④戦争・地震等による著しい社会秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に 起因する損害。
- ⑤会員が当社の請求する書類を提出しない場合、当社の行う被害状況の調査 に協力せず、または損害防止軽減のための努力をしなかつた場合。
- ⑥会員が当社の指示に従わなかった場合。
- ⑦その他、会員規約に反する使用に起因する損害。
- ⑧第54条(1)の届出書の内容および当社の事情聴取に虚偽の内容が含まれていた場合。

第56条(損害てん補の手続き・調査)

- (1)会員が損害のてん補を請求するときは、損害の発生を知ったときから30日以内に、被害状況を記入した損害報告書、警察署の盗難届出証明書または被害届出証明書など、当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出するものとします。
- (2)当社または当社の委託を受けた者が前項の被害状況等の調査を行う場合、 会員はこの調査に協力するものとします。なお、必要な調査が終わった時は、 当社は遅滞なく損害をてん補するものとします。

NCポイントサービス規約

第1条(目的)

- (1)NCポイントサービス規約は、株式会社エヌシーガイドショップ(以下「当社」という)が、カード会員規約(以下「会員規約」という)に基づきカード発行した会員以下「会員」というに対して、ポイントを付与し、獲得したポイント数に応じた特典を提供する制度(以下「本サービス」という)の内容および特典を受けるための条件に関する基本的事項を定めるものです。(以下「本規約」という)
- (2) 本サービスに関し本規約に規定のない事項については、会員規約が適用されます。

第2条(ポイントの付与対象)

- (1)当社は、会員が当社の指定する方法でカードを利用したとき、その他当社が相当と認めた場合に、ポイントを付与します。
- (2)カード利用にかかる取引であっても、キャッシング、その他キャンペーン等の売出し期間中のご利用分については、ポイント付与の対象とならないものとします。ただし、当社がポイント付与を認めた場合は、ポイント付与できるものとします。
- (3)ポイント付与の対象となるサービスおよび取引(以下「対象取引」という)、ポイントの付与率、その他ポイント付与の条件は、当社が決定し、然るべき方法において会員に告知します。ポイント付与の対象となるか否か、ポイントの付与率、および有効期限は、取引の種類、または利用サービスの種類によって異なることがあります。
- (4)ポイントは対象取引が行われてから、当社が定める一定の期間を経た後に付与されます。この期間内に当社が対象取引につき、取消しなどを確認した場合、対象取引にポイントは付与されません。
- (5)本サービスおよび取引についてポイントを付与するか否か、付与するポイント数、その他最終的な判断は、当社が行うものとし、会員はこれに従うものとします。

第3条(ポイントの付与日)

ポイントは、会員規約の定めるところにより、当社所定の方法によって締め 切られた日までのカード利用代金等に応じて、所定日に付与されます。

第4条(ポイントの計算)

NCカードで、購入する商品・サービス等の代金金額200円ごとに1ポイントが加算されます。

第5条 (ポイントの管理)

- (1)当社は所定の方法により、会員が獲得したポイント数、会員が使用したポイント数およびポイントの残高を会員に告知します。ただし、当社が告知不要と判断した会員については、告知しないことを会員は承認するものとします。また、会員は電話その他所定の方法により当社に問い合わせることによって、随時ポイント数の残高を確認することができます。
- (2)会員は、前項のポイント数に疑義のある場合は、ただちに当社に連絡し、その内容を説明するものとします。
- (3)第1項のポイント数に関する最終的な決定は当社が行うものとし、会員はこれに従うものとします。
- (4)会員毎の利用可能ポイントの総数(以下「ポイント残高」という)、ポイントの増減その他ポイントに関する管理等は当社のコンピュータシステムにおいて行われるものとします。

第6条 (ポイントの合算の禁止)

(1)会員は、保有するポイントを他の会員に譲渡または質入したり、会員間でポイントを共有したりすることはできません。

(2)会員が複数のカードを保有している場合、会員はそれぞれのカードにおいて保有するポイントを合算することはできません。

第7条(カード再交付によるポイントの引継ぎ)

- (1)会員がカードの種類を切替えた場合、切替え前に有効であったポイントは、 所定の手続きにより、切替え後のカードに引き継ぎができるものとします。 ただし、一部のカードでは、ポイントの引継ぎができない場合もあります。
- (2)会員の申出により当社がカードを再発行した場合、再発行前に有効であったポイントは、発行後のカードのポイントとして引き続き有効とします。

第8条 (ポイントの有効期限と失効)

- (i)ポイントの有効期限は、ポイント付与日より2年を経過した日をもって自動 的に失効します。また、当社より失効の通知はいたしません。
- (2)失効ポイントの復活はできません。また失効ポイントについて、当社は一切 その責任を負いません。
- (3)会員は、会員のポイント利用および失効が、ポイント残高のうち付与年度の 古いものから順次充当されることに同意するものとします。

第9条 (ポイント交換)

ポイントの交換手続きを行うことができるのは、手続き受付の時点で会員資格を有する会員に限ります。

- (1)会員はポイント残高の一部または全部の交換の申し出を行い、会員の指定により、次のものに交換できるものとします。
 - ①ポイントを当社が指定する商品券に交換する。
 - ②ポイントを現金に交換する。
 - ③ポイントを当計が指定する電子マネーに交換する。
- (2)会員は、既に行った交換手続きは取消すことができないものとします。

第10条(ポイントの取消・消滅)

- (1)当社がポイントを付与した後に、対象取引についてキャンセルその他当社がポイントの付与を取消すことが適当と判断する事由があった場合、当社は対象取引により付与されたポイントを取り消すことができます。
- (2)当社が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社は会員に事前 に通知することなく会員が保有するポイントの一部または全部を取消すこと ができます。
 - ①違法または不法行為があった場合。
 - ②本規約、会員規約、その他当社が定める規約・ルール等に違反があった 場合。
 - ③その他当社が会員に付与されたポイントを取消すことが適当と判断した場合。

第11条(第三者による利用)

当社は、ポイント使用時に申請のあった会員番号等が登録されたものと一致することを当社が所定の方法により確認した場合は、該当会員による使用とみなします。それが第三者による不正使用であった場合でも、当社は使用、交換されたポイントは返還いたしません。また会員に生じた損害について一切責任を負いません。

第12条 (公租公課および費用)

ポイントの取得、利用、特典の交換に伴い発生する公租公課および付帯費 用が発生した場合は会員が負担するものとします。

第13条(会員資格の喪失・停止)

会員が会員資格を喪失した場合は、保有するポイント、ポイントの交換権、 その他本サービスの利用に関する一切の権利を失うものとし、また会員資格 喪失に伴って当社に対して何らの請求権も取得しないものとします。

第14条(免責)

当社は、本サービスの運用に技術水準を前提に 最善を尽くしますが、障害

が生じないことを保証するものではありません。通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断、遅滞、中止、データの消去、ポイント利用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本サービスに関して会員に生じる損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第15条(本サービス規約の変更・承認)

- (1)当社は、あらかじめ然るべき方法によって会員へ告知の上、本規約、本サービスの内容または、本サービス提供の条件の変更(ポイントの廃止、ポイント付与の停止、取引の変更、ポイント付与率または交換率の変更等を含む)を行うことがあり、本サービスを終了または停止することがあります。会員はこれを承諾するものとします。
- (2)当社は前項の変更により会員に不利益または損害が生じた場合、これらについて一切責任を負わないものとします。

【相談窓口】

- 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 本規約についてのお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面(第32条(4))については下記におたずねください。

株式会社エヌシーガイドショップ 営業部

住所: 〒892-8688 鹿児島市東千石町2番30号

電話番号:099-222-5151

取扱会社:株式会社エヌシーガイドショップ

住所: 〒892-8688 鹿児島市東千石町2番30号

電話番号:099-222-5151 包括信用購入あつせん業者 登録番号:九州(包)第9号

貸金業者登録

登録番号:鹿児島県知事(11)第 00179号

日本貸金業協会会員 第 002120号

F 2016.06.38.000